

法人名 医療法人 きむら歯科
所在地 福岡市中央区平尾2丁目5番8号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 5年 8月31日現在)

1. 資 産 額	289,992 千円
2. 負 債 額	105,228 千円
3. 純 資 産 額	184,764 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	127,895
B 固 定 資 産	162,097
C 資 産 合 計 (A + B)	289,992
D 負 債 合 計	105,228
E 純 資 産 (C - D)	184,764

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。			
土 地	(□ 法人所有 ■ 賃借	□ 部分的に法人所有 (部分的に賃借)	
建 物	(□ 法人所有 ■ 賃借	□ 部分的に法人所有 (部分的に賃借)	

法人名 医療法人 きむら歯科
所在地 福岡市中央区平尾 2 丁目 5 番 8 号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表

(診療所のみを開設する経過措置型医療法人)

(令和 5 年 8 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	127,895	I 流 動 負 債	5,888
II 固 定 資 産	162,097	II 固 定 負 債	99,340
1 有 形 固 定 資 産	5,166	(うち医療機関債)	
2 無 形 固 定 資 産	145	負 債 合 計	105,228
3 その他の資産	156,786	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 出資金	8,000
		II 積立金	176,764
		III 評価・換算差額等	
		純 資 産 合 計	184,764
資 産 合 計	289,992	負債・純資産合計	289,992

法人名 医療法人 きむら歯科
所在地 福岡市中央区平尾2丁目5番8号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書

(診療所のみを開設する医療法人)

(自 令和 4年 9月 1日 至 令和 5年 8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	234,502
2 事業費用	238,619
本来業務事業損失	△ 4,117
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	△ 4,117
II 事業外収益	5,565
III 事業外費用	531
経常利益	917
IV 特別利益	0
V 特別損失	14,633
税引前当期純損失	△ 13,716
法人税等	121
当期純損失	△ 13,837

- (注) 1 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

事業報告書

(自 令和 4 年 9 月 1 日 至 令和 5 年 8 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名称	医療法人 きむら歯科
--------	------------

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地	福岡市中央区平尾2丁目5番8号
-------------	-----------------

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日	平成 13 年 11 月 7 日
-------------	------------------

(4) 設立登記年月日	平成 13 年 11 月 19 日
-------------	-------------------

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	木村 慎一	ドリーム歯科クリニック管理者
理 事	木村 雅子	
同	山本 美智子	医療法人きむら歯科管理者
同	三善 春香	ドリーム歯科クリニックPLUS管理者
同	木村 真実子	
同	木村 雅一	
同	泮 嵐	
監 事	木村 芙蓉子	

注) 1 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	ドリーム歯科クリニック	福岡市中央区平尾2丁目5番8号	一般病床 0 床 療養病床 0 床 〔医療保険 0 床〕 〔介護保険 0 床〕
診療所	ドリーム歯科クリニックPLUS	福岡市中央区平尾2丁目5番8号	一般病床 0 床 療養病床 0 床 〔医療保険 0 床〕 〔介護保険 0 床〕
診療所	医療法人きむら歯科	福岡市早良区早良2丁目22番59号	一般病床 0 床 療養病床 0 床 〔医療保険 0 床〕 〔介護保険 0 床〕

注) 1 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
なし		

注) 1 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務(社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和	4 年	10 月	25 日	令和3年度決算の決定
令和	5 年	2 月	27 日	理事の変更
令和	5 年	5 月	29 日	理事の変更
令和	5 年	8 月	25 日	令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入した医療法人が記載し、(7)以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債
 (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債
 (7) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設
 (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
 (9) その他

法人名 医療法人 きむら歯科
所在地 福岡市中央区平尾2丁目5番8号

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との取引	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員が支配して いる法人	有限会社デ ンタルサポー トエムエス	福岡市早良区早 良2丁目22番5 9号	27,808	業務受託等	業務委託	業務委託	23,310	買掛金	0

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

業務委託料に関しては、同業他社の相場を参考に決定している

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との取引	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	木村慎一	理事長	診療所の賃借	診療所の賃借	2,040	未払金	0

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

不動産の賃借料に関しては、近隣相場を参考に決定している

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 きむら歯科
理事長 木村 慎一 殿

私は、医療法人 きむら歯科 の令和 4 会計年度（令和 4 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5 年 10 月 25 日

医療法人 きむら歯科

監事 木村芙蓉子

